

## 熊本市街路樹再生計画策定委員会傍聴要領

制定 令和元年（2019 年）11 月 19 日 道路整備課長決済

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、熊本市街路樹再生計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会当日、委員会の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

（傍聴の制限）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1） 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品又は看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- （2） 酒気を帯びていると認められる者
- （3） その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

2 熊本市街路樹再生計画策定委員会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第 4 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （2） 会議の妨害になるような示威宣伝または扇動に類する行為をしないこと。
- （3） 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- （4） 飲食または喫煙をしないこと。
- （5） 会長の指示に反する行為をしないこと。
- （6） その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する退場措置）

第 5 条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

（その他）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 20 日から施行する。

# 傍聴券

令和 年 月 日

No. \_\_\_\_\_

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （2） 会議の妨害になるような示威宣伝または扇動に類する行為をしないこと。
- （3） 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- （4） 飲食または喫煙をしないこと。
- （5） 会長の指示に反する行為をしないこと。
- （6） その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する退場措置）

第5条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。